



金 沢 市 公 報

号外第25号の2

平成30年(2018年)10月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	3
●規 則		○教育委員会告示	
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (市民協働推進課)	1	○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	3
○金沢市消防団規則及び金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1	○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	4
●告 示		○平成27年教育委員会告示第8号(地区公民館の指定管理者の指定について)の変更について (生涯学習課)	4
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	2	●選挙管理委員会告示	
○平成26年告示第72号(金沢市児童館の指定管理者の指定について)の変更について (こども政策推進課)	2	○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	4
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2	●公営企業管理規程	
○平成30年告示第119号(燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について)の変更について (リサイクル推進課)	2	○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	5
○平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部改正について (景観政策課)	3		

規 則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年10月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第62号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成30年条例第39号)の施行期日は、平成30年11月1日とする。

金沢市消防団規則及び金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月31日

●金沢市規則第63号

金沢市消防団規則及び金沢市市民センター設置規則の一部を改正する規則
(金沢市消防団規則の一部改正)

第1条 金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第三消防団の表金石分団の項中「金石本町」を「金石本町 金石通町 金石下本町 金石味噌屋町」に改める。

(金沢市市民センター設置規則の一部改正)

第2条 金沢市市民センター設置規則(平成13年規則第104号)の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市金石市民センターの項を次のように改める。

金沢市金石市民センター	金沢市金石通町3番14号
-------------	--------------

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第326号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

表金石地区の項中「金石相生町」の次に「、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町」を加える。

●金沢市告示第327号

平成26年告示第72号(金沢市児童館の指定管理者の指定について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市立金石児童館	所在地	金沢市金石西4丁目5番30号	金沢市金石通町3番14号	平成30年11月1日

●金沢市告示第328号

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「金石北4丁目」を「金石北4丁目 金石下本町 金石通町」に、「金石本町」を「金石本町 金石味噌屋町」に改める。

●金沢市告示第329号

平成30年告示第119号(燃やすごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について)で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

氏 名	住 所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
沖 豊	金沢市金石西4丁目3番20号	金沢市金石下本町146番20号	平成30年11月1日

●金沢市告示第330号

平成22年告示第121号（金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表2の項中「金石北3丁目」の次に「、金石下本町、金石通町」を、「金石本町」の次に「、金石味噌屋町」を加え、同表7の項中「金石北1丁目」の次に「、金石下本町、金石通町」を、「金石西4丁目」の次に「、金石味噌屋町」を加える。

第4項の表2の項中「金石相生町」の次に「、金石下本町、金石通町」を、「金石西4丁目」の次に「、金石味噌屋町」を加える。

●金沢市告示第331号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

443	金石西夕映え広場	金沢市金石西2丁目532番1
-----	----------	----------------

平成25年 4月1日	平成25年 12月2日	
---------------	----------------	--

を

443	金石西夕映え広場	金沢市金石味噌屋町363番
-----	----------	---------------

平成25年 4月1日	平成30年 11月1日	
---------------	----------------	--

に

改め、第7項の表中

44	宮腰緑地	金沢市金石西3丁目157番
----	------	---------------

平成7年 3月31日		
---------------	--	--

を

44	宮腰緑地	金沢市金石通町106番
----	------	-------------

平成7年 3月31日	平成30年 11月1日	
---------------	----------------	--

に

改める。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表中

”	けんぼんちやくしよくほうべんほつしんそんえい 絹本著色方便法身尊影	1 幅	金沢市金石西 4 丁目19番56号 専長寺	指定昭和52年11月11日	を
”	けんぼんちやくしよくほうべんほつしんそんえい 絹本著色方便法身尊影	1 幅	金沢市金石味噌屋町 6 番37号 専長寺	指定昭和52年11月11日	に、
建造物	せんちようじほんどうつけたりむなふだいちまい 専長寺本堂附棟札一枚・ きゆうおにがわらいつい しょうはんしや さんもん 旧鬼瓦一對、松帆榭及び山門	2 棟	金沢市金石西 4 丁目19番56号 専長寺	指定平成21年10月 1 日	を
建造物	せんちようじほんどうつけたりむなふだいちまい 専長寺本堂附棟札一枚・ きゆうおにがわらいつい しょうはんしや さんもん 旧鬼瓦一對、松帆榭及び山門	2 棟	金沢市金石味噌屋町 6 番37号 専長寺	指定平成21年10月 1 日	に、
建造物	ほんりゆうじほんどう さんもん どべい しょうろう 本龍寺本堂・山門・土塀・鐘楼 つけたりむなふだ 附棟札	4 棟 1 枚	金沢市金石西 3 丁目 2 番23号 宗教法人本龍寺	指定平成29年11月21日	を
建造物	ほんりゆうじほんどう さんもん どべい しょうろう 本龍寺本堂・山門・土塀・鐘楼 つけたりむなふだ 附棟札	4 棟 1 枚	金沢市金石下本町 1 番23号 宗教法人本龍寺	指定平成29年11月21日	に

改める。

●金沢市教育委員会告示第 8 号

昭和56年教育委員会告示第 5 号（金沢市立小学校児童通学区）の一部を次のように改正し、平成30年11月 1 日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表金石町小学校の項中「金石相生町」の次に「、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町」を加える。

●金沢市教育委員会告示第 9 号

平成27年教育委員会告示第 8 号（地区公民館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成30年10月31日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市金石町公民館	所在地	金沢市金石西 4 丁目 5 番30号	金沢市金石通町 3 番14号	平成30年11月 1 日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第61号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成30年11月 1 日から効力を有するものとします。

平成30年10月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第46投票区の項中「金石本町」の次に「、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町」を加える。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年10月31日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市選挙管理委員会告示第7号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「金石北4丁目」を「金石北4丁目 金石通町 金石下本町 金石味噌屋町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「金石相生町」を「金石相生町 金石通町 金石下本町 金石味噌屋町」に改める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

◎正 誤

○平成29年11月21日付け金沢市公報第2920号

頁	箇 所	誤	正
13	上から1行目	金沢市金石3丁目2番23号	金沢市金石西3丁目2番23号

平成30年(2018年)10月31日 印刷
平成30年(2018年)10月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄